平成２７年（フ）第５５３４号
東京都中央区月島３丁目14―２―101
破産者　高梨　建治
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２７０号
東京都千代田区神田和泉町１番地７の２
破産者　有限会社双葉設計
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２７１号
千葉県船橋市丸山１丁目48―４
破産者　植草　博幸
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１３号
東京都日野市三沢３丁目45―８　ライオンズマンション高幡不動第２―403
破産者　永井　義明
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６５号
東京都足立区柳原２丁目28―９　２Ｆ
破産者　萩原　有輔
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８２号
東京都江戸川区東葛西５丁目22番９号
破産者　株式会社フランシール
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８３号
東京都江戸川区西葛西３丁目１―９―407
破産者　佐藤　元泰
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９７１号
埼玉県所沢市小手指町４丁目23―26―207
破産者　渡辺　義則
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０１９号
東京都墨田区菊川２丁目８―８
破産者　西山　利子
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２２号
東京都世田谷区北沢５丁目32―15―502
破産者　池ヶ谷　修
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２７号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―803
破産者　神保　三郎
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３０号
東京都葛飾区細田５丁目５―10　第２一色荘102
破産者　高橋　信行
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６２号
東京都葛飾区西亀有２丁目51―10―103
破産者　丹羽　友昭
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６６号
東京都中央区日本橋浜町２丁目13―９―31
破産者　杉田　　智
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８６号
東京都墨田区八広５丁目29―11―102
破産者　春島三紀子
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3353番地の11
破産者　株式会社装建
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６７号
山口市中市町１番22号
破産者　株式会社山口十字堂楽器店
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
千葉県成田市幸町936番地１
破産者　星　　修
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６７号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目327番地10
破産者　有限会社アトラス
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８３号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉１丁目２番11
破産者　日下部まち子
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１００８号
横浜市磯子区原町６番15号ライオンズマンション根岸102号
破産者　株式会社南部紀ノ国屋
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３２９号
横浜市磯子区西町14番３号
破産者　株式会社イース
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部